【参考資料】

議案第６５号　朝霞市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例

こども部保育課

１　提案する理由

朝霞市宮戸保育園及び朝霞市仲町保育園については、現在、市が設置し、民間事業者が運営する公設民営保育園である。

この度、両園について、令和９年４月１日から、児童福祉法第５６条の８に規定する公私連携型保育所への移行を予定している。移行後は現在の運営事業者が公私連携保育法人として両園を設置・運営することとなるため、市立保育園としての設置に関する規定を削除するとともに、休日保育事業に関する規定を整理するなど、所要の改正を行う。

２　改正概要

（１）両園の公私連携型保育所への移行に伴い、設置主体が市から公私連携保育法人に変更となることから、市立保育園としての設置を廃止し、両園に関する規定を削除する。

なお、移行後も現在の運営事業者が引き続き両園を運営し、保育の継続性を確保するものである。

（２）休日保育事業に関する規定の削除

朝霞市仲町保育園で実施している休日保育事業について、移行後は市の事業ではなく、同園の運営事業者が実施する事業となることから、現行条例に規定する休日保育事業に関する規定を削除する。

なお、移行後も引き続き休日保育事業を実施するものである。

（３）その他所要の改正

上記の改正に伴い、関係する条文の整理を行う。

３　施行年月日

令和９年４月１日

担当
こども部保育課保育入所係
電話４６３－２８３６